

甲府市狩猟免許等取得補助金交付要綱

平成27年7月1日

産 第 2 号

(趣旨)

第1 この要綱は、野生鳥獣の捕獲の担い手である狩猟免許所持者を確保するため、狩猟免許を新規に取得した者又は銃砲の所持の許可を新規に取得した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新規に狩猟免許又は銃砲所持許可を取得した者
- (2) 免許取得後、猟友会に加入し、有害鳥獣捕獲等に從事できる者
- (3) 市内に住所を有し、市税等の滞納のない者

(補助対象経費及び補助率等)

第3 補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、甲府市狩猟免許等取得補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出するものとする。

- (1) 狩猟免許証又は銃砲所持許可証の写し
- (2) 領収書（狩猟免許）又は受講料（銃砲所持許可）の写し
- (3) 猟友会加入証明の写し
- (4) 前3号のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5 市長は、第4の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を甲府市狩猟免許等取得補助金交付決定及び額の確定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第 3 関係）

補助対象経費	補助率等	
新規狩猟免許取得者の予備講習会受講料	補助率	10分の10
	限度額	1人当たり 10,000 円
新規銃砲所持許可取得者の射撃教習受講料	補助率	10分の10
	限度額	1人当たり 35,000 円

第 1 号様式（第 4 関係）

年 月 日

(あて先)
甲府市長

住 所
氏 名 印
電話番号

甲府市狩猟免許等取得補助金交付申請書

甲府市狩猟免許等取得補助金交付要綱第 4 の規定により、次のとおり申請します。
なお、猟友会に加入し、有害鳥獣捕獲等に積極的に参加することに同意します。

経費の内訳

(1) 狩猟免許取得経費

内 訳	費 用 (円)	補助金申請額 (円)
新規狩猟免許取得者の予備講習 会受講料		

(2) 銃砲の所持許可取得経費

内 訳	費 用 (円)	補助金申請額 (円)
新規銃砲所持許可取得者の射撃 教習受講料		

年 月 日

様

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市狩猟免許等取得補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請があった甲府市狩猟免許等取得補助金
については、甲府市狩猟免許等取得補助金交付要綱第 5 の規定により、次のと
おり交付することを決定し、あわせてその額を確定しましたので通知しま
す。

交付決定及び確定補助金額 円